

家族従業者への正当な評価と適切な報酬を

請願第4号

国に対して「所得税法第56条の廃止を求める意見書」の提出を求める請願

請願者(草津甲賀民主商工会婦人部)の意見

所得税法第56条では、家族労働が必要経費として十分に認められていません(配偶者86万円、その他の親族50万円)。そのことが、低単価、低賃金、低年金などにつながっています。家族従業者の人権を認めない所得税法第56条は廃止すべきと、445自治体が国に意見書を

あげています。世界の主要国では、家族の働き分を必要経費に認めています。2015年の閣議決定では「第四次男女参画基本計画」に所得税法の見直しが盛り込まれましたが、いまだ実現されていないため、所得税法第56条の廃止を求めます。

紹介議員からの補足説明

家族の働き分が認められない現状をふまえ、人権問題の観点からも考えていただきたいです。また、全国税理士連盟など他団体からも要望が出ています。国連女性差別撤廃委員会からも日本政府に対し勧告がされている現状も理解ください。

請願者への質疑

問 請願書には女性差別の観点で強い想いを込めて記載をされていますが、男女平等の観点で記載されないのはなぜですか。

答 男女平等の観点で書く必要性はありますが、現状をふまえれば経営者の妻である配偶者、女性が圧倒的に多く社会的にも女性の立場が弱いと捉えているからです。

問 所得税法第56条の廃止と女性差別の改善とどちらを重視して請願をされているのですか。

答 請願の第一の目的は、あくまで所得税法第56条の廃止を求めることです。

問 書面にあるおよそ450自治体という数値の差が資料によってあるようですが。

答 4月末現在で445自治体が正確な数字です。現在、女性が約半数を占める湖南市議会だからこその判断をお願いします。

紹介議員への質疑

問 所得税法第56条が制定された経緯を確認します。

答 家族間での給与など対価の支払いがないという慣行であるため、家族間における恣意的な所得割を防止するため、記帳における正しい対価支払いの事実の確認をすることが困難であること、が挙げられます。

問 意見陳述の中で税務署長による青色申告の一方的な取り消しができるという発言がありましたが全国的な事例を教えてください。

答 税務署長による青色申告の一方的な取り消し事例は把握できておりませんが、あったと聞いています。

問 事実として本当にあったのですか。

答 事実確認はできていませんが、一方的な取り消しの恐れがあると聞いています。

賛成少数で不採択

税務署



所得税法第56条とは?……居住者と生計を一にする配偶者その他の親族が、当該事業から受ける対価は必要経費に算入しない。

この場合、支払を受けた対価の額及び対価に係る各種所得の計算上必要経費に算入されるべき金額は、計算上ないものとみなす。

ポイント